

笑顔をつなぐ情報誌

しまね 広報

しま

shima
2018.4
Vol.218

今月の表紙／五知の桜

草木が芽吹き始めるすがすがしく明るく美しい春です。
横山や爪切不動尊など市内でも桜狩りが楽しめます。
花時を迎えたらぜひお氣に入りの場所へお出かけください。

志摩市第7期介護保険事業計画及び 高齢者福祉計画を策定しました

ピットアップ P 3 65歳以上の介護保険料が変わります

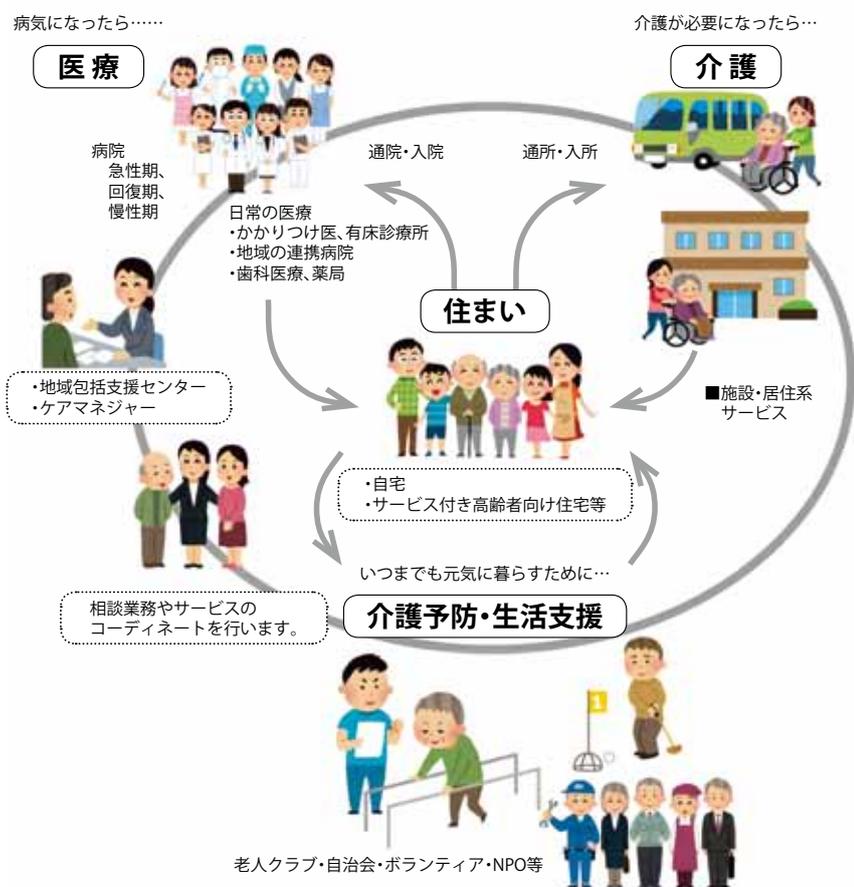
P 8 平成30年度は固定資産評価替えの年です

志摩市第7期介護保険事業計画及び 高齢者福祉計画を策定しました

介護・総合相談支援課
地域福祉課
2課共通

☎ 44-0284
☎ 44-0283
FAX 44-5260

基本方針 地域包括ケアシステムの実現



市では、高齢者が可能な限り健康で自立した生活を送ることができるところを目的に、平成30年度から平成32年度までを計画期間として、「志摩市第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」を策定しました。

第3期計画時に定めた「みんなが支え合い、安心のおふれるまち」を引き続き基本理念とします。

本計画は、4月から市ホームページと介護・総合相談支援課、各支所で閲覧することができます。

今回の事業計画の概要については、次のとおりです。

基本方針

「地域生活を支える体制の強化」「介護予防と自立生活の推進」「認知症支援の充実」「地域交流・生きがい活動の充実」「安心して暮らせるまちづくり」を基本方針とします。

本計画では、基本方針のうち「地域生活を支える体制の強化」「介護予防と自立生活の推進」「認知症支援の充実」の3点を重点取組としています。



介護給付費の抑制には、みなさんが健康に気をつけて、いつまでも元気でいることが大切です。

介護給付費の増加が見込まれています。

前年度からの伸びは、平成28年度は約1億9千万円、平成29年度は約3億3千万円の増加見込です。高齢者人口の増加に伴い、平成30年度以降も介護給付費の増加が見込まれています。

介護給付費と要介護認定者数については、平成27年度と平成29年度を比べてみると、介護給付費は、約1.1倍、介護認定者数も、約1.1倍になっています。

市の現状

市の高齢化率は、平成29年度には、高齢化率が37.7%、75歳以上の後期高齢者の割合は20.5%となっています。

平成30年4月から

65歳以上の介護保険料が変わります

介護・総合
相談支援課
☎ 44-0284
FAX 44-5260

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は、介護サービスにかかる総費用などをもとに基準月額（標準となる一人あたりの保険料月額）を設定しています。

このたび、志摩市第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（平成30～32年度）を策定し、平成30年度から平成32年度までの基準月額が6,740円に決まりました。

平成27～29年度の基準月額が、5,570円なので、約21%の上昇になります。保険料上昇の主な要因は、次のとおりです。

要因① 介護給付費の増加

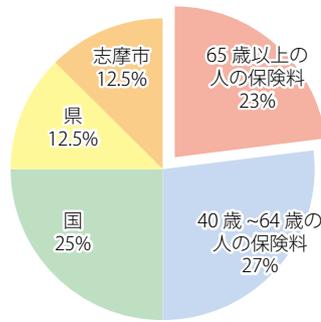
高齢者が増加し、介護サービス等の利用が増えていることから、平成30年度以降はさらに介護給付費の増加が見込まれます。

要因② 制度改正

① 保険料負担割合の変更

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料負担割合が、「必要な介護サービスの総費用」の22%から23%に引き上げになります。

介護保険の財源内訳
(平成30～32年度)



② 介護報酬の改定

平成30年度介護報酬改定で給付費が平均で0.54%増加見込となっています。

③ 消費税の見直し

平成31年10月予定の消費税増税と同時に実施の介護職員の処遇改善で、給付費が2.4%増加見込みとなっています。

要因③ その他の要因

第6期（平成27～29年度）は、介護保険準備基金を取り崩すことで介護保険料の引き上げを抑えることができましたが今回は介護保険計画値を大きく上回る給付費の伸びがあり、基金の取り崩しができませんでした。

平成30～32年度の介護保険料(65歳以上)

保険料段階	負担割合	対象者	保険料額(円)
第1段階	基準額×0.45	生活保護受給者	月額 3,030 年額 36,360
		老齢福祉年金受給者（市民税世帯非課税者）	
		世帯全員が市民税非課税で公的年金等収入金額+合計所得金額が80万円以下の人	
第2段階	基準額×0.75	世帯全員が市民税非課税で公的年金等収入金額+合計所得金額が80万円超120万円以下の人	月額 5,050 年額 60,600
第3段階	基準額×0.75	世帯全員が市民税非課税で公的年金等収入金額+合計所得金額が120万円超の人	月額 5,050 年額 60,600
第4段階	基準額×0.90	本人が市民税非課税（世帯に市民税課税者あり）で公的年金等収入金額+合計所得金額が80万円以下の人	月額 6,060 年額 72,720
第5段階 (基準額)	基準額×1.00	本人が市民税非課税（世帯に市民税課税者あり）で公的年金等収入金額+合計所得金額が80万円超の人	月額 6,740 年額 80,880
第6段階	基準額×1.20	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	月額 8,090 年額 97,080
第7段階	基準額×1.30	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	月額 8,770 年額105,240
第8段階	基準額×1.50	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	月額 10,110 年額121,320
第9段階	基準額×1.60	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	月額 10,790 年額129,480
第10段階	基準額×1.80	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上の人	月額 12,140 年額145,680

※保険料月額10円未満の端数については、5段階以下は切り捨て、6段階以上は切り上げています。

シリーズ防災 その82

問い合わせ
地域防災室

44・0203
chikibosaisitsu@city.shima.lg.jp

FAX 44・5252

南海トラフ地震発生確率が引き上げられました 30年内「70%」から「70〜80%」へ

政府の地震調査委員会は2月9日に、静岡県から九州の太平洋側に伸びる南海トラフで今後30年以内にマグニチュード(M)8〜9級の地震が発生する確率を「70〜80%」に引き上げたと発表しました。

左の図の黄色い線で囲まれた領域のどこかで大きな地震が起こる確率が70〜80%になったということの意味しています。今回の発表を機会に、災害に対する備えを再確認してみたいかがでしょう。

確率がどのくらい高くなったかという点

地震調査委員会は、毎年1月1日現在の発生確率を計算して公表しています。左の表は昨年の確率値との比較です。時間の経過に伴い、昨年の「70%程度」から確率が高まりました。ちなみに、2013年までは「60〜70%」でした。

さらに、今後10年以内の発生確率もこれまでの「20〜30%」から「30%程度」に引き上げられました。また、50年以内の確率は「90%程度、もしくはそれ以上」に据え置かれています。

南海トラフ地震の想定震源域



出典:内閣府防災推進対策検討会議「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」をもとに作成

南海トラフ地震発生確率値の更新前後の比較

南海トラフ	2017年1月1日時点の評価	2018年1月1日時点の評価
M8~M9クラス		
平均発生間隔	88.2年	
ばらつきα	0.20-0.24	
経過率	0.81	0.82
10年	20%-30%	30%程度
20年	50%程度	50%程度
30年	70%程度	70%-80%
40年	80%-90%	80%-90%
50年	90%程度もしくはそれ以上	90%程度もしくはそれ以上
100年	90%程度以上	90%程度以上
300年	90%程度以上	90%程度以上

出典:「長期評価による地震発生確率値の更新について(平成30年1月9日地震調査委員会)」による

南海トラフでは、おおむね100〜150年おきにM8級の海溝型地震が発生していますが、地震は様々なパターンで起きることなどを考慮し、調査委員会では平均発生間隔を88.2年と仮定しています。今のところ、最後の南海トラフ地震は1944年の「昭和東南海地震(M7.9)」と1946年の「昭和南海地震(M8.0)」で、既に70年以上が経過しています。

東日本大震災の発生確率は

7年前の東日本大震災が起こる前の発生確率を調べてみると、発生する2ヶ月前の2011年1月1日の確率は左の表のとおり、30年以内に「80%」と予想されていました。

東日本大震災2ヶ月前の発生確率

三陸沖から房総沖	2011年1月1日時点の評価
三陸沖南部海溝寄り	
平均発生間隔	
ばらつきα	
経過率	1.09
10年	40%程度
20年	60%-70%
30年	80%-90%
40年	80%程度もしくはそれ以上
50年	90%程度もしくはそれ以上
100年	90%程度以上
300年	90%程度以上

出典:「長期評価による地震発生確率値の更新について(平成23年1月11日地震調査委員会)」による

「30年以内に」というのは、今日から30年後までのうちのいつかに発生するということです。つまり、今日起きても不思議ではありません。大きな地震が迫っていることを認識して、各種の地震防災対策を講じておくことが大切です。

しま×ひと×つながり人

志摩市の地方創生事業の一環で、志摩市でさまざまな分野で活躍されている「志摩びと」をリレー方式で紹介するコーナーです。このコーナーでは、輝きを放つ「志摩びと」にまちづくりや志摩への思いについてお聞きます。

総合政策課 ☎ 44・0205 FAX 44・5252 ✉ sogoseisaku@city.shima.lg.jp

志摩びと No.22
山本俊太さんのプロフィール



志摩町にある(株)山紀建設の代表取締役として、また技術系災害ボランティアネットワークであるDRT Japanの三重代表として活躍されています。

自己紹介

高校卒業後、東京の大学で土木工学を学び、卒業後すぐに地元に戻ってきて、家業である今の会社で働き始めました。今は二代目として会社の代表を務めています。

単純に人手不足ということもあります。が、やはり自分は事務所にいるのではなく現場で働くのが好きなので、直接人と顔を合わせて仕事をするようにしています。仕事も地元密着型を心がけており、基本的には市内、もっと言えば町内を中心に請け負っています。

志摩ってどんなまち？

田舎に在るだけではどうしても視野が狭くなると思います。自分は色々な経験がしたくて、学生時代には海外に留学したり、夜の長距離トラックの運転手をしていたこともあります。

そういった様々な経験から感じることで、他の地域に比べて志摩は「人とつながり」がいいと思います。災害支援の活動でも色々な地域の方と触れ合う機会がありますが、そういった中でも志摩の人は言葉は荒いですが、温かい人が多いと感じます。あと、地元にいる若い世代は同級生同士の繋がりが強いですし、自分も含め、良い意味での先輩後輩の縦の繋がりが強く結束力のある地域だと思います。

DRT Japanに参加したきっかけは？

学生の頃に阪神淡路大震災やナホトカ号の重油流出事件などがあり、そこでのボランティア活動が注目されるようになって、少し自分の中で気になっていました。そして、東日本大震災が起きたときに自分にも何か出来ればと思い、漁船を石巻市に運ぶなどの支援を行いました。さらに、その年の夏にはこの地域でも台風で大きな被害を受け、その時も重機運搬の支援活動を行いました。その後も広島水害など、ほぼ毎年のように大きな災害が起こるようになって、その度に支援活動を展開しました。

その広島での活動でたまたま知り合ったのが、DRT Japanの代表である日本財団の方でした。以後、日本財団の災害支援チーム等から要請をいただくようになり、栃木や熊本など、日本全国で活動してきました。



DRT Japanには、車が水没したときの車屋さんや写真を復元するための

写真屋さんなど、色んなプロが所属していて、その中で自分は土木分野のプロボノ(※)として活動しています。

現地では、家財救出等の要望が多いのですが、基本的には人力で活動していく上で、自分達は崩れかけている危険な家屋など、人力では不可能な作業において重機を使って支援しています。これがいわゆるプロボノと呼ばれるものです。

災害時において、個人宅などの細かい部分の復旧作業を自分達が早めにしておくことで、その後の行政による復旧作業が円滑に進められるようになります。あと、「明日は我が身」だと日頃から感じていますので、災害現場から学んだ防災・減災の知識を地元に戻元できるようにすることも参加している目的の一つです。

こういった活動を続ける中で、近隣の市町はもちろん、県外でも講師を依頼されることがあります。

あなたのまちづくり

志摩市は、将来必ず大きな災害が起こることが予想されています。東日本大震災の津波で多くの方が亡くなられましたが、そういった方々の死が無駄にならないよう、同じような被害を少しでも減らせるように、日頃から減災に取り組むことが自分達の使命だと思っています。

次の志摩びとを紹介してください

英虞湾愛好会の代表・上村勝道さんです。

※自分の持つ専門的な知識や技術、経験を活かして社会に貢献するボランティア活動。



Q.30 広報しま掲載中の「地域包括支援センターかわら版」で今月から4コマ漫画を担当してくれるのは志摩高校の何部？

- ①漫画・文芸研究部 ②美術部 ③書道部

志摩市民病院だより

問い合わせ

志摩市民病院

TEL 7272・5555
FAX 7272・3949

◆視察研修 一般財団法人 とちぎメデイカルセンター

2月8日、9日の2日間、志摩市民病院の職員が栃木県にある「栃木メデイカルセンター」へ視察・研修に行きました。

とちぎメデイカルセンターは、経営形態がJ・A・民間、医師会と異なっていた三つの病院を一つに統合して設立されました。三つの病院がそれぞれの役割分担を明確にして、地域完結型の医療提供を目指す取り組みを行っていました。スタッフも病院の使命を認識して三つの病院が連携して医療の隙間を補っていました。当院も多職種スタッフ一人ひとりが近隣の病院や医療介護施設、診療所のスタッフと連携し志摩市の医療の隙間を埋める事ができる体制作りに努めていきます。

看護師長 出口千鶴

訪問看護ステーションの研修として、筋萎縮性側索硬化症(きんいしゆくせいそくさくさくこうかしょう)の方の訪問に同行しました。その人は人

工呼吸器を装着し、毎日午前と午後
に訪問看護やヘルパー等のサービス
を受けていました。住み慣れた家で
大切な家族に囲まれて過ごすその表
情はとても穏やかであり、家族にも
笑顔が見られました。さまざまな職
種がしっかりと連携をとっていくこと
で在宅での生活を可能にすると感じ
ました。

訪問看護 堀川富貴子

地域連携室の相談員として、安心
した在宅生活を送るための支援と
は、患者により近い存在にいる事が
大切だと改めて感じました。生活の
しづらさを感じて退院する患者の不
安を取り除けるように、研修で学ん
だ連携のやり方を日々の仕事に役立
てていきたいです。

地域連携室 小堀郁美

私はリハビリ室の理学療法士とし
て、病院見学実習に参加しました。地
域完結型の医療提供体制を構築して
おり、発症直後のリハビリから退院
後のリハビリまでリハビリスタッフ
のみならず、病院に所属される全ス
タッフが会議を通じて連携をとつ

ていました。当院においても、通院・
入院・在宅訪問でのリハビリを行つ
ており、今後さらに市民のみなさま
が安心して生活できるようにリハビ
リの充実を進めていきたいと思いま
す。

理学療法士 清水敦

私は、事務職員ですが、最も印象に
残ったことは、事務職員も含め様々
な職種の職員が集まり、入院患者の
情報を共有して朝のミーティングを
行っている様子を見学し、連携の重
要さを知ったことです。そして、各
部署が毎月目標を掲げており、目標
に向かって仕事をしている姿は、とて
も生き生きしていました。また、シ
ステムも当院と同じメーカーを使用
していたため、たくさん質問をさせ
ていただき、業務改善に向けてとて
も参考になりました。

医事係 平野町江



志摩市民病院 外来担当医表【○通常診療(初診・再診)・予約診療】

診療科	医師名	月	火	水	木	金
内科 (総合診療)	江角	午前	○	○	○	○
		午後				予約診療 (肩こり外来)
	代務医師			○(午前)		
内科	代務医師	予約診療	予約診療			
	松森				○	○

受付時間：8時～11時30分 診療時間：9時～12時
(急を要する患者様については、この限りではありません。)

知って安心！ 国民年金

保険年金課年金係

☎ 44・0213

FAX 44・5260

伊勢年金事務所

☎ (0596)27・3601

◆国民年金の加入の手続きは お済ですか？

20歳以上60歳未満の人は、国民年金の加入が義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金から国民年金への変更の届出が必要で、会社を退職された人に扶養されている配偶者の人も国民年金への変更の届出が必要です。

※退職と同時に会社員(または公務員)の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務している会社(または共済組合)への届出が必要です。

○届出先

・保険年金課および各支所
・最寄りの年金事務所

○届出に必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
- ・退職日、厚生年金喪失日が確認できるもの
- ・印鑑
- ・個人番号通知カードなど個人番号がわかるもの
- ・来所される人の本人確認ができる身分証明書(運転免許証など)
- ・本人以外が来所される場合は、本人からの委任状

◆国民年金保険料の額が変わります

国民年金の保険料は毎年度見直しが行われ、今年度の保険料は月額16,340円です。(平成30年4月～平成31年3月まで)

国民年金においては、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる「前納制度」を設けています。

○6ヶ月前納の場合の保険料額

- (平成30年4月～平成30年9月分の保険料または平成30年10月～平成31年3月分の保険料が対象)
- ・口座振替…96,930円
- (1,110円の割引)
- ・現金納付…97,240円
- (800円の割引)

○1年前納の場合の保険料額

- (平成30年4月～平成31年3月分の保険料が対象)
- ・口座振替…191,970円
- (4,110円の割引)
- ・現金納付…192,600円
- (3,480円の割引)

○2年前納の場合の保険料額

- (平成30年4月～平成32年3月分の保険料が対象)
 - ・口座振替…377,350円
 - (15,650円の割引)
 - ・現金納付…378,580円
 - (14,420円の割引)
- ※クレジットカード納付の前納の保険料額は現金納付と同じ金額になります。

◆学生納付特例制度とは

学生のみならず20歳になったら、国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。しかし、所得が少ないために保険料を納付することが困難な学生の人は、ご本人の所得が一定額以下の場合、申請して承認を受けると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる人は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上)である課程に在学する学生等で、ご本人の前年所得が一定額以下であることが条件となります。

承認を受けた期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。将来の年金のため、10年以内であれば保険料をおさめることができる「追納制度」を利用することをお勧めします。

はじめに学生納付特例の申請をする人は、保険年金課または年金事務所まで申請してください。申請には、在学証明書または学生証が必要です。

平成29年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている人で、平成30年度も引き続き在学予定の人には、ハガキ形式の学生納付特

例申請書が4月上旬に送付されます。平成29年度と同じ学校等へ在学される人は、このハガキに必要な事項を記入し返送いただくことにより、学生納付特例の申請ができます。この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。

平成30年度から学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、納付書が必要になりますので、年金事務所へご連絡ください。

※一部対象外となる学校があります。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

◆月に一度、出張年金相談があります

年金事務所へ出向くのが困難な場合など、年金の相談をお近くで済ますことができます。ただし、日によっては、混雑する場合があります。

詳しくは年金事務所までお問い合わせください。

○とき 毎月第二木曜日

10時から15時

※毎月の広報で相談日を案内しておりますので、日程等変更がないかその都度確認していただくようお願いいたします。

○ところ 志摩市商工会館

○相談に必要なもの

- ・年金手帳、年金証書または改定通知書など日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類
- ・印鑑
- ・個人番号通知カードなど個人番号がわかるもの
- ・相談に行く人の本人確認ができる身分証明書(運転免許証など)
- ・本人以外が相談に行く場合は、本人からの委任状

平成30年度は固定資産評価替えの年です

評価替えとは

固定資産の土地と家屋については、適正な時価を求めるために、国が定める固定資産評価基準に基づき、3年ごとに評価額の見直し(評価替え)を行うことになっていきます。

評価替えを行う年を基準年度といひ、平成30年度はこの基準年度にあたります。

土地について

土地は、価格調査基準日(平成29年1月1日時点)における鑑定評価の価格等を活用し、現況や利用状況の変化等を考慮し評価額の見直しを行っています。

なお、地価の下落が著しい土地(宅地)については、平成29年7月1日時点の評価を反映させ下落修正していただきます。

また、本基準年度から土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されている土地(宅地)については、評価額に20%の減価補正を行っています。

家屋について

家屋は、既存のものに対し、建築物価や老朽化等を考慮し評価額の見直しを行っています。

具体的には、前年度の再建築価格(※1)を基準とする方法によって求めることとされており、再建築費評価補正率(※2)や経年減点補正率(※3)等を用いて、評価額の再計算を行います。再計算の結果、建築物価の伸びが大きいと評価額が上がることも考えられますが、この場合は前年度の評価額に据え置く措置が取られます。

また、経年減点補正率の最低値を適用する古い家屋の一部については、再計算の結果、評価額が下がらない場合もあります。

(※1) 評価対象となる家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するとした場合に必要となる建築費用

(※2) 物価上昇率【本基準年度 木造1.05 非木造1.06】

(※3) 建築年数に応じて定められている減価率【最低値20%】

土地・家屋価格等縦覧帳簿や固定資産税閲覧台帳を見ることが出来ます

縦覧制度とは

土地や家屋の固定資産税納税者が、ほかの土地や家屋の評価額と比較することにより、自分の土地や家屋の評価額が適正であることを確認することができる制度です。

縦覧期間

4月2日(月)～5月31日(木)

8時30分～17時15分

※土・日曜日、祝・休日の閉庁日を除く

縦覧場所

課税課(本庁舎2階⑩番窓口)

持ち物

印鑑、免許証や保険証など本人確認できるもの

手数料

無料

注意事項

○土地の固定資産税納税者は土地価格等縦覧帳簿を、家屋の固定資産税納税者は家屋価格等縦覧帳簿を見ることが出来ます。

○土地・家屋価格等縦覧帳簿の複写及び交付はできません。

閲覧制度とは

固定資産税納税者や固定資産の賃借権、固定資産の処分をする権利を有する一定の者が、該当する固定資産について記載された台帳を見ることが出来る制度です。

閲覧期間

4月2日(月)～1年間

8時30分～17時15分

※土・日曜日、祝・休日の閉庁日を除く

閲覧場所

課税課(本庁舎2階⑩番窓口)

持ち物

印鑑、免許証や保険証など本人確認できるもの

※固定資産の賃借権、または処分をする権利を有する一定の者は、その権利を証する書類の提示が必要

手数料 300円

※土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間中は無料

平成30年度固定資産税納税通知書

5月1日(火)発送予定

問い合わせ

課税課 資産税係

44・0211

44・5261

kazei@city.shima.mie.jp

ご存知ですか？ 福祉医療費助成制度

市では、一定条件に該当する人を対象に、医療費の一部負担金を助成する福祉医療費助成制度があります。助成の対象となる医療費は、病院などで支払った医療費のうち、医療保険適用分です。

この制度の対象者は、次の条件のいずれかに当てはまる人です。(ただし、一定所得を超える人は対象になりません)

○障がい者医療費助成対象者

- ・身体障害者手帳1〜3級の人
- ・I・Oが50以下、または療育手帳の障害程度がA（最重度、重度）、B1（中度）の人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の人（ただし、通院分のみ助成対象、2級は一部負担額の1/2を助成）

○一人親家庭等医療費助成対象者

- ・18歳（年度末）になるまでの子どもを扶養している一人親家庭の親と子ども
- ・父母がいない18歳（年度末）になるまでの子ども

○子ども医療費助成対象者

- ・中学校修了までの子ども（15歳になる年の年度末まで）

認定には申請が必要です

前述の条件に該当し、福祉医療費の助成を希望する人は、福祉医療費受給資格認定申請をしていただく必要があります。次のものを持参して、保険年金課または各支所で申請してください。

- ・印鑑
- ・健康保険証
- ・預金通帳
- ・障がい者医療費助成対象者は、身体障害者手帳など障がいの程度がわかるもの

※転入などで、志摩市以外で所得の申告をした人は、追加の書類が必要な場合があります。

県外での受診も助成対象です

県外で医療機関を受診した場合も、福祉医療費の助成対象となりますが、請求手続きが必要です。受給資格のある人で、県外の医療機関を受診した場合は、保険適用分

がわかる領収書、受給資格証を持参して、保険年金課または各支所で請求手続きをしてください。(後期高齢者医療制度加入者を除く)
こんな時には届出を！

- ・受給資格のある人で、次に該当する場合は、届出が必要となります。
 - ・住所、氏名の変更
 - ・健康保険の変更
 - ・振込口座の変更
 - ・転出
 - ・死亡
 - ・受給資格証の紛失、汚損

該当する人は、本人確認書類（免許証等）、印鑑、受給資格証、変更後の保険証や口座が分かるものを持参して、忘れずに届出をお願いします。

お問い合わせ先 保険年金課
44・0213

特定公共賃貸住宅入居者募集

住宅営繕課 ☎ 0599・44・0306

1. 申込期間 4月2日(月)～4月16日(月)
8時30分～17時15分(土・日の受付はありません)
2. 特定公共賃貸住宅 1団地、4戸募集します。
※家賃月額 45,000円(駐車場1台あり)、共益費4,500円
3. 申込場所 志摩市役所3階 建設部 住宅営繕課
4. 申込方法 申込書は住宅営繕課または各支所にあります。募集要項をよく読み、必要書類を添えて、住宅営繕課へ提出してください。なお、申込書には必ず希望する団地名と号室を記入してください。

空家		
団地名・号室	ベイスайд 大方団地 あじさい棟 102号・103号・ 204号	ベイスайд 大方団地 はまゆう棟 304号
※構造	中耐三	中耐三
部屋数	3LDK	3LDK
建設年度	平成10年	平成8年
空家数	3	1
所在地	浜島町浜島	浜島町浜島

※中耐三…中層耐火3階建(鉄筋コンクリート造)

子どもの予防接種のお知らせ

下記のとおり、平成30年度予防接種勧奨対象者へ通知を送付します。接種対象期間を過ぎると、全額自己負担となりますので、接種期間を確認の上、早めに接種することをお勧めします。接種については、母子健康手帳をご確認いただき、該当ワクチンが接種可能な医療機関(通知文、市ホームページに掲載)へ連絡の上、医師と相談し接種してください。

なお、予診票の再発行が必要な人は、必ず健康推進課(保健センター)まで電話でお問い合わせください。

	種類	対象学年	H30 年度対象者生年月日	接種期限(期間)
①	MR 2期	幼稚園年長	H24.4.2 ~ H25.4.1	小学校就学前の1年間 (H 30.4.1 ~ H 31.3.31)
②	日本脳炎1期【特例】※	小学3年生	H21.4.2 ~ H21.10.1	9歳~満13歳の誕生日前日まで
③	日本脳炎2期	小学4年生	H20.4.2 ~ H21.4.1	9歳~満13歳の誕生日前日まで
④	DT 2期	小学6年生	H18.4.2 ~ H19.4.1	11歳~満13歳の誕生日前日まで

※ 現在8歳のお子様については、誕生日以降(満9歳になってから)に接種してください。

平成30年度 高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期) 予防接種のお知らせ

助成は生涯
1回のみ

実施期間 平成30年4月1日~平成31年3月31日

個人負担金 3,000円(接種料金8,400円のうち、市が5,400円を助成)。ただし、生活保護受給者は無料。

助成対象者 過去に高齢者用肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)を接種したことがなく、市内に住所登録がある人で、次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する人。

(ア) 次の表に該当(4月上旬に案内通知(ハガキ)を送付)

年齢	対象となる生年月日	年齢	対象となる生年月日
65歳	昭和28年4月2日~昭和29年4月1日	85歳	昭和8年4月2日~昭和9年4月1日
70歳	昭和23年4月2日~昭和24年4月1日	90歳	昭和3年4月2日~昭和4年4月1日
75歳	昭和18年4月2日~昭和19年4月1日	95歳	大正12年4月2日~大正13年4月1日
80歳	昭和13年4月2日~昭和14年4月1日	100歳	大正7年4月2日~大正8年4月1日

(イ) 60歳~64歳で、心臓・腎臓・呼吸器に障がい(日常生活が極度に制限される程度)がある

(ウ) 60歳~64歳でヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫機能に障がい(日常生活がほとんど不可能な程度)がある

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
池田ファミリークリニック	☎ 43-0010	浜島診療所	☎ 53-0101
いしがみ整形外科	☎ 52-0003	別當クリニック	☎ 53-1235
いずみ耳鼻咽喉科・アレルギー科	☎ 44-0007	あがわ医院	☎ 72-2663
おかむらクリニック	☎ 44-2828	志摩市民病院	☎ 72-5555
尾崎内科	☎ 44-3275	和気医院	☎ 72-0053
金児外科医院	☎ 43-4918	井上医院	☎ 85-0276
近藤医院	☎ 43-0007	鍋島医院	☎ 85-0007
齋木内科	☎ 43-2491	松井医院	☎ 85-0047
志摩こどもの城クリニック	☎ 46-1525	山本クリニック	☎ 84-0777
谷奥医院	☎ 45-2201	市立前島診療所	☎ 84-1001
中瀬外科胃腸科	☎ 43-4327	おかむね医院	☎ 55-3333
中村医院	☎ 47-3037	谷岡医院	☎ 57-2223
服部内科	☎ 43-1033	西岡記念セントラルクリニック	☎ 55-0008
林クリニック	☎ 46-1100	日比クリニック	☎ 55-0218
豊和病院	☎ 43-1511	山下医院	☎ 45-3435
わき内科クリニック	☎ 45-8011		

接種を希望する医療機関に予約が必要です。

平成30年度市税などの納期限一覧

税(料)目	固定資産税	軽自動車税	市県民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
平成30年						① 5月1日
	① 5月31日	① 5月31日		① 5月31日		
			① 7月2日	② 7月2日		② 7月2日
	② 7月31日			③ 7月31日	① 7月31日	
			② 8月31日	④ 8月31日	② 8月31日	③ 8月31日
	③ 10月1日			⑤ 10月1日	③ 10月1日	
			③ 10月31日	⑥ 10月31日	④ 10月31日	④ 10月31日
	④ 11月30日			⑦ 11月30日	⑤ 11月30日	
平成31年				⑧ 12月25日	⑥ 12月25日	⑤ 12月25日
				⑨ 1月31日	⑦ 1月31日	
				⑩ 2月28日	⑧ 2月28日	⑥ 2月28日
					⑨ 4月1日	

※○数字は各税(料)目の期別です(随時期を除きます)。

※市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料は、普通徴収の人が対象です。

※市税などの納付は、納め忘れがなく便利な口座振替をご利用ください。

※随時、相談の受付をしていますので、納期限内の納付が困難な際は、お早めにご相談ください。

◎皆さんの生活をより豊かなものにするため、市税などは“納期限内に納付しましょう”。

◎納期限を過ぎて納付された場合、法に基づき計算された延滞金が加算されます。

<市税などについての問い合わせ>

課税課	☎ 44・0211
収税課	☎ 44・0212
保険年金課	☎ 44・0213
介護・総合相談支援課	☎ 44・0284

平成30年度志摩市生涯学習講座の受講者を募集します。

募集する講座の開催日時・時間等詳細については、志摩市ホームページ、申込窓口備え付けのチラシをご覧ください。

申込資格 市内在住の人、市内に勤務している人

受講期間 平成30年5月～平成31年2月

受講料 1講座 年間1,000円 ※ただし、教材等は個人負担(実費)。

受講申込 窓口備え付けの申込書に必要事項を記入し、受講料を添えて申し込んでください。

申込窓口 浜島支所・大王公民館・志摩支所・生涯学習スポーツ課・鷗方公民館・磯部支所
※各窓口で、すべての地区の講座を申し込むことができます。

申込期限 4月19日(木)

※定員を超える申込みがあった場合、抽選とさせていただきます。

※申込者が一定の人数に達しない場合、開講しないことがあります。

問い合わせ 生涯学習スポーツ課

☎ 44・0339 FAX 44・5263 ✉ ky-sgakuspo@city.shima.lg.jp

[募集講座]

浜島	気功体操(八段錦)&健康太極拳 / ヨガ教室 / 簡単エアロ&初級ヨガ / 俳句入門教室 / ステンドグラス教室 / 手芸教室 / 健康うたごえ教室 / 将棋教室 / 書道・ペン字教室
大王	絵画教室 / 書道教室 / 英会話教室 / 和太鼓教室 / 波切民踊教室 / ヨガ教室 / パンフラワー教室 / 陶芸教室 / 着付け教室 / 船越民踊教室
志摩	茶道教室 / 着付け教室 / 書道教室 / 歌って健康教室 / 民謡(唄)教室
阿児	楽しいマジック / ストレッチヨガ教室 / 姿勢改善ストレッチ教室 / 将棋教室 駒の美 / 3B体操 / バランスボール講座 / お菓子作り教室 / 健康体操 / いけばな教室
磯部	英会話教室 / 社交ダンス教室 / 民踊教室 / 書道教室 / 手編み教室 / 着付け教室 / コーラス教室 / ギター教室 / 足育健康ストレッチ / 陶芸教室



平成30年度銃砲刀剣類登録審査会

美術品もしくは骨董品として認められる火縄式銃砲等の古式銃砲、又は美術品と認められる刀剣類については、都道府県教育委員会で「登録」をすることにより例外的に所持が認められています。所持のためには、警察署での発見届のほか銃砲刀剣登録審査会での審査が必要です。

1. とき 5/8(火)、7/17(火)、9/18(火)、11/6(火)、2/12(火)
受付時間 10時～11時30分、13時～14時
2. ところ 津庁舎6階 65・66会議室(津市桜橋3-446-34)
※県庁ではありません

3. 受審者の準備物

- (1) 「銃砲刀剣類」
- (2) 「銃砲刀剣類発見届出済証」
- (3) 登録手数料
ア 新規登録手数料は、1件(1本)につき6,300円
イ 登録証再交付手数料は、1件(1本)につき3,500円
- (4) 本人確認ができるもの(運転免許証や健康保険証など)

問い合わせ 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
☎ 059・224・2999 FAX 059・224・3023

平成30年度特設人権相談開設について

暮らしのなかで、これは人権問題ではないかとお悩みになっていることはありませんか。

志摩市では、次のとおり特設人権相談所を開設し、人権擁護委員が人権相談を受け付けます。相談は無料で、秘密は厳守されます。

開設日	開設場所
4月10日(火)	志摩文化会館 研修室
6月1日(金)	阿児アリーナ 第2会議室
7月11日(水)	浜島生涯学習センター 小研修室
8月8日(水)	磯部生涯学習センター 研修室
9月12日(水)	大王公民館 小会議室
10月9日(火)	志摩文化会館 研修室
12月12日(水)	阿児アリーナ 第2会議室
2月13日(水)	磯部生涯学習センター 研修室

相談時間 13時～15時

※また、津地方法務局伊勢支局でも随時人権相談を受け付けています。
津地方法務局 ☎ 0596・28・6158

問い合わせ 人権市民協働課
☎ 44・0227 FAX 44・5260

「緑の募金」にご協力お願いします

春の緑の募金を5月31日(木)まで実施します。この募金は、私たちが将来にわたって緑豊かで潤いのある生活が送れるように、国民一人ひとりが森林・緑づくりに参加していただくことを目的としています。

お寄せいただいた募金は、市の学校、公園、街路などの身近な緑化に役立てられています。市の緑化推進のため、緑の募金にご協力をお願いいたします。

問い合わせ 市緑化推進委員会(事務局)農林課内
☎ 44・0288 FAX 44・5262

農業の収入保険がはじまります！

農作物共済(水稲・麦)、家畜共済等の農業共済制度の大幅な見直し及び収入保険制度の創設等を内容とする農業災害補償法の改正が平成29年6月に成立しました。

収入保険とは、青色申告(簡易な方式を含む)を行っている農業者(個人・法人)を対象に、品目の枠にとらわれず、米・麦・大豆・野菜・果樹・茶等の農産物を対象とし、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする制度として平成31年産から適用されるものです。

■加入申請時期

平成30年10月～11月頃

■問い合わせ 三重県農業共済組合伊勢地域支所 ☎ 0596・28・3350

三重県水源地域の保全に関する条例に基づく届出

(1) 森林の土地取引の事前届出制度

三重県内で、水源地域に指定された森林の土地の取引(売買、贈与、交換、地上権、地役権、使用貸借による権利、賃貸借権に関する契約、相続は除く)を行う場合は、30日前までに県に届出が必要となります。

なお、志摩市内では、「磯部町大字恵利原」(ただし、地域森林計画の対象民有林に限る)が水源地域に指定されています。

届出先 土地の所在地を管轄する県農林(水産)事務所 森林・林業室
くわしくは、県伊勢農林水産事務所にお問い合わせください。

問い合わせ 県伊勢農林水産事務所 森林・林業室 林業振興課
☎ 0596・27・5265

4月は「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」です！

内閣府男女共同参画局では、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、注意喚起を行っています。

「その契約、大丈夫？」
～知っていますか？

AV出演強要問題～
「そのアルバイト、大丈夫？」
～知っていますか？

「JKビジネス」問題～
もう、一人で悩まないで。相談できる場所があります。

内閣府男女共同参画局・特設ページ
☎ http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html

相談窓口

法テラス・サポートダイヤル

☎ 0570・078374

受付/平日9:00～21:00

土曜9:00～17:00

問い合わせ 人権市民協働課

☎ 44・0227 FAX 44・5260

南張財産区議会議員選挙は無投票票となりました

平成30年3月6日に告示された南張財産区議会議員選挙は、議員定数を立候補者数が超えなかったため、無投票となり、立候補した次の方々が当選者となりましたのでお知らせします。

(届出順・敬称略)

・植村 和則
・山口 幸雄
・大西 尉介
・大西 修
・川口 榮紀
・別當 洋一
・別當 隆幸

問い合わせ

選挙管理委員会事務局(総務課)

☎ 44・0201 FAX 44・5252

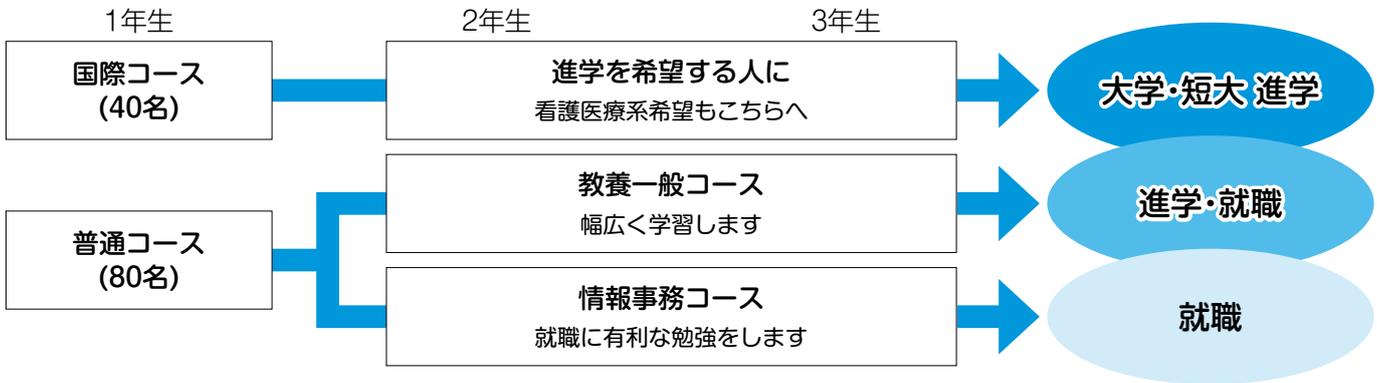
✉ somu@city.shima.lg.jp

こんにちはは志摩高です

志摩高校は、志摩市唯一の普通科高校として「志摩市の未来を担う人材の育成」をめざしており、志摩市のたくさんの方々にご協力をいただいています。その一環でこの「広報しま」に志摩高校通信を掲載していただけることになりました。今年度4月号より水産高校と隔月で生徒たちの活躍の様子をお伝えしていきます。

志摩高校はこんな学校です

1学年3クラス うち1クラスが国際コースです。普通コースは希望によって、2年生で2つのコースに分かれます。



「自律・協調・敬愛」の校訓のもと、
地域に根ざした学びで確かな進路実現をめざします

夢追いマラソン大会

志摩高校の伝統行事。男女とも学校⇄おむ岩 往復約7kmを走ります。走り終わるとPTAの豚汁が迎えてくれます。今回もみな元気に走りました。



一人ひとりの想いを大切に、必要なら「学びなおし」からはじめ、希望や学力に応じて進学にも就職にも丁寧に対応しています。ICT機器を活用した効果的な授業の研究も進めています。Webページはほぼ毎日更新されています。ぜひ一度ご覧になってください。



Webページはこちらから

資源とごみ通信

「資源とごみの分け方・出し方」パンフレットできちんと分別できていますか？

資源とごみの分別については、単純な勘違いから誤った分別をしてしまったり、出し方を間違えたりして、自分が出した資源やごみに「ご協力ください！」と書かれた赤いシールを貼られた人もいます。

そこで、今回は特に間違えやすい分け方や出し方の例をご紹介しますので、資源とごみの分別にご協力をお願いします。

不明な点がありましたら、まずは、「資源とごみの分け方・出し方」のパンフレットをご確認ください。

問い合わせ ごみ対策課
(エコフレンドリーはまじま内)
☎ 53-1410 FAX 53-1411
✉ gomitaisaku@city.shima.lg.jp

	誤った出し方	正しい出し方
びん	「びん」をレジ袋に入れ、それを「資源ごみ袋」に入れている(二重袋)。	「びん」をレジ袋から出し、 直接、資源ごみ用の指定ごみ袋へ
	「びん」を入れた資源ごみ袋に、タバコの吸い殻を入れたびんが入っている。	タバコの吸い殻を出して、 タバコの吸い殻はもやせるごみ用の指定ごみ袋へ、びんは洗って資源ごみ用の指定ごみ袋へ
	1枚の指定ごみ袋に「いろいろな色のびん」が入っている。	「びん」は、「無色とうめいのびん」、「色付きのびん」に分けて、 それぞれ別々の資源ごみ用の指定ごみ袋に入れて出してください。
	「びん」の「ふた」がついたまま資源ごみ袋に入れている。	「びん」は、「ふた」を取って「無色とうめいのびん」、「色付きのびん」に分けて、 それぞれ別々の資源ごみ用の指定ごみ袋に入れて出してください。 取った「ふた」は材質により分別してください。
その他	資源用ごみ袋に、「やかんやフライパン等の金属製品」、「びん」、「お菓子の缶」を入れて出している(分別されていない)。	「やかんやフライパン等の金属製品」、「お菓子の缶」は もやせないごみ用の指定ごみ袋 に入れて出してください。「びん」は、「無色とうめいのびん」、「色付きのびん」に分けて、 それぞれ別々の資源ごみ用の指定ごみ袋 に入れて出してください。
	資源用ごみ袋に、「ナンバープレート」を入れて出している。	「ナンバープレート」は、 ごみとして出すことはできません。 関係機関に返却するか、専門業者に処理を依頼してください。

シリーズ

医療・福祉・介護の現場から

第70回

志摩地域医療福祉センター

薬剤師

梶間 かじま朋子 ともこ

鳥羽志摩薬剤師会では、2カ月に1回の割合で研修会（勉強会）を開催し、私は研修委員としてそのお手伝いをしています。また志摩の里でも毎月1回、お薬勉強会を担当しています。

昨年の鳥羽志摩薬剤師会の研修会では、医師、管理栄養士、市役所職員、がんサイザー（がん体験者）の方々等を講師としてお招きしました。薬や病気のこと以外に、低たんぱく米の試食や、志摩市の現状を教えてください、患者さんへの寄り添い方など医療者としての心得を学びました。講師の方々のお話は興味深く、毎回充実した会となりました。

医療・福祉、介護は日進月歩です。新しい薬、制度、治療法、ケア法、介護用品などが次々に登場します。私たちはこれらの情報を学び、ケアの実践や治療に活かす必要があります。

毎日の業務に加え、これらを勉強する時間を確保するのは簡単ではありませんが、「毎月1回は勉強会をする。参加する。」など習慣にするのも良いでしょう。周囲が一生懸命勉強している姿を見て「自分ももっと頑張ろう」という気持ちにもなります。

これからも日々、勉強し志摩で暮らす皆さまのお役に立てるよう努力していきます。

センター長
だより

センター長

田畑 たばた
好基 よき

入学式の月

3月は毎年「卒業式」がとり行われる月でしたが、今月4月は「入学式」や「入社式」、各種団体の総会などが行われるでしょう。

入学式や入社式などの式典は何のために行われるのでしょうか？単にイベントとしてされるのではなく、やる気の向上、不安の解消、親近感を深める、お祝いの式典などいろいろな意味がありそうです。どんな意味が重要なかは、主催者それぞれによっても考えが違い、参加者の感じ方もそれぞれ異なるでしょう。感じ方が異なるとしても、開催の意義は大きいのではないのでしょうか。

もし何のイベントもなく毎々が経過するとしたら、マンネリ化の深まりや新鮮化の消失、飽き飽き感の吹き溜まりなど、よくない循環になりそうです。

そのためにも毎年決まった時期に、意義がはっきりしている式典が、ある程度伝統を守りながらも時代に応じたイベントとして開催されることが望まれます。イベントの規模は大規模でも小規模でもよいと思いますが、開催者も参加者も意義をはっきり理解して、開催、参加することに心から喜ぶことが必要です。ぜひ今後のイベントについても、みんなで考えて、住民に有意義であったり、地域の役に立ったりするように工夫していきます。



春を探して

4月。春風が吹き山笑う美しい季節です。海は春の光にきらめき、野山では草花が次々と咲き広がります。普段は見過ぎてしまふような植物の小さな生命に気づき、うららかな陽気に誘われて出かけたくなる、そんな季節でもあります。

志摩市には、「新日本歩く道紀行100選のみち」に選定された、志摩の魅力を感じて3つのウォーキングコースがあります。「新日本歩く道紀行100選のみち」は観光資源・健康資源として、歩くことで地域活性化や健康増進を目指して作られたシリーズです。

今回、この3つのコースをご紹介します。と思います。

「浜島太平洋展望と湯めぐりの道(浜島エリア)」は、ビンロードと呼ばれる散策道や太平洋が一望できる磯笛岬展望台を通る、爽やかな潮風に吹かれながら自然を感じるにはもってこいの道です。(コース10.8km)

「大王埼灯台と港町へのみち(大王エリア)」は、大王埼灯台や波切の石工による石垣、漁師町の風景など古くからの町並みや人々の生活を感じながら進む道。全国から多くの人が町並みを描きに訪れる絵かきの町の風景を楽しめます。(コース6.4km)

最後は「海女文化が息づくみち」です。太平洋の大海原を望み、海女文化に触れながら進んでいきます。麦埼灯台に始まり、時には砂浜も通りながら、時期によっては国の重要無形民俗文化財に指定されている海女漁の様子を見ることができま

す。(コース8.7km)

皆さんも、志摩の魅力と春を探しに出かけてみませんか？

※「新日本歩く道紀行100選のみち」についてくわしくは観光商工課までお問い合わせください。

☎ 44・0005

地域包括支援センターかわら版

地域包括支援センターは高齢者の暮らしを総合的にサポートします!!

志摩市地域包括支援センター 市役所1階 ⑤番窓口 介護・総合相談支援課内

☎ 44・0284 FAX 44・5260 ✉ kaigosogo@city.shima.lg.jp

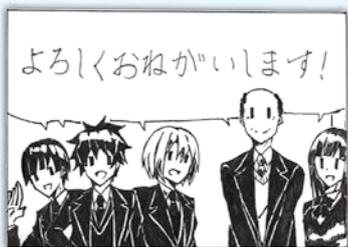
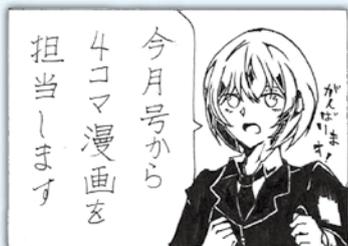
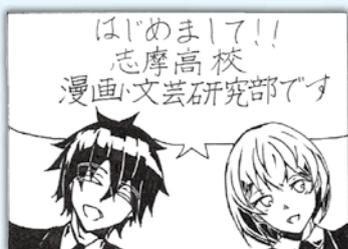
「安心して暮らせる町を目指して」

私たち「志摩高校漫画・文芸研究部」は、4月から「広報しま」に4コマ漫画を描くことになり、まずは、志摩市の高齢者の現状を知ることから始めようと、認知症サポーター養成講座を受けました。

志摩市は3人に1人が高齢者で、そのうち5人に1人が認知症という時代がくるということに驚きつつ、認知症の方への接し方について改めて確認することができました。また、知らなかったことや誤解していたことに気付くこともでき、大変有意義な時間を過ごすことができました。

そして何よりも、認知症の方々が自分を持って堂々と生活しておられることに感動し、自分たちにできることは何か、と考えずにはられません。講習の後のグループワークでは、認知症になっても皆が安心して暮らせる町について話し合い、自分たちの町を見直すきっかけになったのは、とてもよかったと思います。

志摩高校漫画・文芸研究部



来月号から志摩高校が「おほうさんとかつちゃん」を担当します。お楽しみに!!



すくすくランド

4月の子育て支援事業のご案内



事業	とき		ところ
育児サークル わらじっこ	毎週金曜	9時30分～11時30分	大王公民館 ☎ 72・2468
園庭開放	4月はお休みです。 5月から始めます。		志摩幼保園 ☎ 85・3217
			大王幼保園(大王保育所) ☎ 72・0529
			浜島幼保園 ☎ 53・0069
			ひのぞが丘保育所 ☎ 55・0577
			ひまわり保育所 ☎ 55・0177
			磯部幼保園 ☎ 55・2347
			立神保育所 ☎ 45・2704
			えがお志摩保育園 ☎ 45・8600
			鵜方保育所 ☎ 43・0156

志摩子育て支援センター ☎ 85・0940

事業	とき	
育児相談	毎週月～金	9時～12時、13時～16時
子育てサロン		9時～12時、13時～15時

子育て支援センターわくわくの森 ☎ 44・1117

事業	とき	
センター開放	毎週月～金	9時～11時30分 13時～15時30分
育児相談		

磯部子育て支援センター ☎ 55・1741

事業	とき	
育児相談	毎週月～金	9時～12時、13時～16時
子育てサロン		9時～12時、13時～15時
ひよこクラブ	18日(水)	10時～11時

浜島子育て支援センター ☎ 53・1220

事業	とき	
育児相談	毎週月～金	9時～12時、13時～16時
子育てサロン		9時～12時、13時～15時

※いずれの事業も開催日が祝日の場合はお休みです。

じんけんコーナー 16 子どもは保護の対象だけではなく、権利行使の主体でもある

学校教育課 ☎ 44・0336
FAX 44・5263

学校や社会は子どもたちの学びの場です。学んだことは具体的な生活の中で生かされていきます。

家庭の経済状況など様々な要因による子どもたちの困難が明らかになってきている今、そのことが子どもたちの自己肯定感や学習意欲の低下、家庭学習習慣の未定着等として表れています。このことは、重大な教育課題です。

私たちが大切にしたいことは、子どもたちの「生きる力」を育むことです。このことは、それぞれの子どもたちが持っている能力をどれだけ伸ばせるかということでもあります。

学びに向かいにくい子どもたちを学校や社会の中で見せる姿だけで判断してしまえば、一人ひとりの思いや願いは置き去りにされ、見落とされてしまいます。本人の努力不足と片づけられ、将来への道は閉ざされてしまいます。

子どもたちの個々の生活状況は、子どもの育ちに大きく影響します。しかし、どんな状況にあっても、

子どもの教育に対する親の思いや願いは変わるものではありません。そして、何より子どもたちには自

らの人生を幸せに生きる権利があるのです。

市教育委員会では、そのような保護者の願いに添えていくため、昨年度から志摩中学校区で「しま子ども未来教室」として、無料の学習支援に取り組んでいます。

この取組は、国・県・市が連携して、子どもたちの育ちや子育てを支援するものです。

現在、志摩小学校の四年生から六年生児童を対象に週一回一時間程度の放課後学習支援を実施し、十二人の子どもたちが参加しています。

「参加児童の感想」

・すごく教えてくれる人が多くてびっくりしました。私は、勉強がきらいだったけど少しやる気になりました。

・家に帰って宿題をしなくてもいいので楽でした。でも、せっかく早く学校が終わるのに、友だちと遊べないのが残念でした。

学習を支援しているのは退職した学校の先生や地域の方です。学習面に限らず、子どもたちとはいろいろな話をします。ときには「お楽しみ会」を催すなど、子どもたちの居場所になれる教室をめざして取り組んでいます。

今後子どもたちの学びを支援する取組のひとつとして、推進していきたいと考えています。

きて!みて!よんで! みんなのとしょかん・しりょうかん

新しく入った本を紹介します (★は児童書です)

アウシュヴィッツの歯科医

ベンジャミン・ジェイコブス／著【手記】

ユダヤ人歯科医学生が強制収容所へ送られた。母は彼に歯の治療用工具箱を持たせた。信じがたいほどの試練をかくくって生き延びた青年が綴ったノンフィクション。

★くまがまく

まるやまさとし
丸山誠司／作【絵本】

「くまがまく たねをまく くまはまく みずをまく くまはまく まめをまく」くまがまくと、いろいろなことが次々と起こります。

海女小屋はちまんかまど世界とつながる

のむられいこ のむらかずひろ
野村禮子・野村一弘／著【産業】

食事をしながら海女の話が聞ける「海女小屋はちまんかまど」。海女頭である野村禮子と外国人視察ツアーを受け入れ商品化した息子・一弘が海女文化を残す取り組みを語る。

★保健室の午後

あかがわ しろう
赤川次郎／著【物語】

高校生のみどりは保健室の常連。その日も授業を抜け出し、保健室で休んでいた。ベッドでうとうとしていると、誰かが入ってくる足音が聞こえ、目を覚ますと…。

イベント案内

館室名	とき	内容
市立	4月16日(月)11時～	おはなし会(赤ちゃん向け)
	5月5日(土)9時30分～12時	おりがみくらぶ
	5月5日(土)11時～	おはなし会
志摩	4月28日(土)14時30分～	よみきかせ会
	5月2日(水)11時～	よみきかせ会(赤ちゃん向け)
磯部	4月21日(土)13時30分～	古文書学習会

市立図書館と志摩図書室では
4月14日(土)～5月13日(日)の期間、
こどもの読書週間にあわせスタンプラリーを開催します。

カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
4/1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

○市立図書館休み □市立・志摩・磯部休み
△志摩・磯部・大王・浜島休み

写真展「ふるさと公園で見られる野鳥たち」開催中

昨年度開催した「野鳥写真の撮り方」講座に参加された方たちが撮影した写真を展示しています。



志摩市歴史民俗資料館・磯部図書室からのお知らせ

～寄贈資料を紹介します～

老朽化により昨年10月に磯部町下之郷の「慈航庵」、さらに11月には恵利原の「池湊寺」が取り壊しになりました。それに伴い鬼瓦や巴瓦、袖瓦等22点が当館に寄贈されました。

『磯部町史』によりますと、慈航庵は江戸中期頃にはその存在が確認でき、毎年4月18日の「観音さん」の日になると、多くの人で賑わったといえます。

一方池湊寺の開基は江戸前期までさかのぼり、宝永3年(1706)と同5年の2度、鳥羽藩主松平和泉守乗邑が伊雑宮と大歳宮(佐佐長神社)を参詣するため磯部を訪れた際に、大勢の家来と共に休息したという記録が残っています。

屋根の上から人びとを見守り、そして地域の歴史の変遷を見続けた鬼瓦はその役目を終え、今資料館で皆さまをお待ちしています。



① 平成30年度 前期危険物取扱者試験

とき 6月9日(土)、6月10日(日)
ところ 伊勢市観光文化会館
受付期間 4月12日(木)～4月23日(月)
 ※電子申請の場合は、4月9日(月)～4月20日(金)17時
 ※願書は県下各消防本部にあります。
提出先 消防試験研究センター三重県支部
 ※県下の他会場でも試験が実施されます。
問い合わせ 志摩広域消防組合消防本部予防課危険物係
 ☎ 43-1418(平日:8時30分～17時)

① 平成30年度前期危険物取扱者試験に伴う予備講習会

とき 5月10日(木)9時～16時30分
ところ 志摩広域消防組合消防本部5階 会議室
定員 20名(定員になり次第締切)
区分対象 乙種第4類
申込期間 4月9日(月)～4月27日(金)
申し込み 志摩消防署
受講料 一般 2,000円
 志摩広域消防組合管内防火協会会員 1,000円
 ※テキスト代 別途必要
問い合わせ 志摩広域消防組合消防本部予防課危険物係
 ☎ 43-1418(平日:8時30分～17時)

募 志摩市障害者施策推進協議会委員を募集します

『志摩市障害者施策推進協議会』は、障害者基本法に基づき設置し、「志摩市障がい者計画」の策定時に意見を具申します。
 志摩市まちづくり基本条例第23条により、次のとおり委員を公募します。
開催回数 年3回程度
主な活動内容
 ・障害者施策の課題改善、提案
 ・次回計画策定に向けての取組み
募集人数 5人以内
 (応募者多数の場合は選考します)
募集期間 4月9日(月)～4月27日(金)
応募方法 名前、住所、年齢、電話番号、応募動機(様式自由)を記入し、地域福祉課に直接提出(郵送・FAX・Eメール可)
提出先・問合せ先 地域福祉課
 ☎ 44-0283 FAX 44-5260
 ✉ chiikifukushi@city.shima.lg.jp

募 看護師修学生の募集

看護師の養成及び確保を図ることを目的に看護師修学生を募集し看護師修学資金を貸与します。
貸与対象者 養成施設に在学する人で、養成施設を卒業した後、市民病院に勤務する人。
募集人員 2人以内
貸与の額 月額8万円以内(予算の範囲内)
募集期限 5月7日(月)17時
 ※くわしくはお問い合わせください。
問い合わせ・申し込み 志摩市民病院
 ☎ 73-8877 FAX 72-3949

① お知らせ

「募集」「お知らせ」など役立つ情報をお知らせします

募 統計調査員を募集しています

市では、統計法に基づく基幹統計調査で、登録統計調査員として活動していただける人を募集しています。
内容 調査対象への調査票の配布・収集や調査書類の整理・提出など
 登録者の中から必要に応じて各種統計調査にご協力をお願いすることになります。
登録要件
 ・市在住の20歳以上の人
 ・責任をもって調査活動に従事できる人
 ・秘密の保持ができる人
 ・税務や警察および選挙に直接関係のない人
報酬 それぞれの統計調査における算出基準に基づきお支払いします。
 なお、調査の種類や受持ち件数などにより異なります。
募集期間 随時受け付け
その他 現在、市統計調査員として登録されている人については、引き続き登録させていただきます。
登録方法 総務課へお問合せ下さい。また、市ホームページでも登録方法について掲載しています。
問い合わせ 総務課
 ☎ 44-0201 FAX 44-5252

高等職業訓練促進給付金について

○高等職業訓練促進給付金とは…
 母子家庭の母(母子及び寡婦福祉法に規定する女子で、20歳に満たない児童を扶養している人)及びこれに準ずる父子家庭の父が看護師等の資格取得のため、養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のために「高等職業訓練促進給付金」を支給します。
 また、カリキュラム修了後には「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。
 ○対象者
 ・市内に住所があり、児童扶養手当を受けているか、同様の所得水準にあること。
 ・養成機関においてカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれること。
 ・仕事または育児と修業の両立が困難であること。
 ・過去に訓練促進給付金または訓練修了支援給付金の支給を受けていないこと。

○対象となる資格
 看護師(准看護師含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、診療放射線技師、栄養士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師
 ○支給額
 ・高等職業訓練促進給付金
 市民税非課税世帯 月額 100,000円
 前記以外 月額 70,500円
 ・高等職業訓練修了支援給付金
 市民税非課税世帯 50,000円
 前記以外 25,000円
 ○その他
 ・申請については事前相談が必要です。相談は予約制ですので、希望される方は、事前にこども家庭課へご連絡ください。また、修業期間や支給期間の詳細についてもお問い合わせください。

しま日本語教室

外国人が志摩市で生活や仕事をし
ていくうえで必要な日本語を、楽し
く学習しながら習得してもらおうと
いう目的のもとで、開講しています。

とき 原則第1・第3金曜日
19:00～20:30
(また、変則的に休みがある
ため開講日等くわしくはお
問い合わせください)

ところ 鷺方公民館
受講費 1回につき100円
問い合わせ 志摩市国際交流協会
【(株)中央印刷内】
☎ FAX 0599-43-4101 (留守番電話)
✉ shima5931@gmail.com

募「きんこ塾」の塾生募集

市では、志摩の特産品であるきんこ
の6次産業化に取り組んでいます。

志摩地域におけるきんこの新たな
担い手を育成するため、「きんこ塾」を
発足し、きんこ作りに興味のある方を
募集しています。詳しくは、農林課ま
でお問い合わせください。

申し込み方法 所定の申込書を農林
課に提出してください。

募集要項・申込書は、農林課窓口、
または、市ホームページにて配布し
ています。

活動期間 平成30年5月～平成31
年3月

受講料 1万円(1年間)

募集人数 10名

申込期限 4月27日(金)必着

問い合わせ 農林課
☎ 44-0288 FAX 44-5262

スポーツ安全保険の ご利用について

スポーツ以外の活動にも利用でき
ますので、ぜひご利用ください。

対象 スポーツ(指導含む)・文化・ボ
ランティア・地域活動を行う4人以
上のアマチュアの団体(例・テニス
サークル・茶道教室など)

申し込み方法

○加入依頼書で加入
生涯学習スポーツ課または各施設
(浜島支所・大王公民館・志摩支所・
阿児アリーナ・磯部支所)、百五銀
行各支店に備え付けの加入依頼書
に記入の上、指定銀行へ。

○ネットで加入
「スポ安ねっと」で会員登録後、名簿
を作成しコンビニ等でお支払い。

問い合わせ

○加入に関して
スポーツ安全協会三重県支部
☎ 059-372-8100
○事故・保険内容に関して
東京海上日動 東海スポーツ安全
保険コーナー
☎ 0120-789-057

NTTから 「電話お願い手帳」を 寄贈いただきました

「電話お願い手帳」は耳や言葉の不
自由な人が、電話連絡をしたい時に、
近くの人に協力をお願いするための
ものです。外出先や災害時などで「電
話お願い手帳」を提示された時には、
皆さまのご協力をお願いします。

配布場所

地域福祉課・各支所・健康推進課

問い合わせ 地域福祉課

☎ 44-0283 FAX 44-5260

志摩市スポーツ・文化 全国大会等出場激励金 の支給について

市では、市民の健全なスポーツ・文
化の推進を図ることを目的に、全国
大会以上の大会に出場する個人や団
体に対し、激励金の支給をします。く
わしくはお問い合わせください。

問い合わせ 生涯学習スポーツ課
☎ 44-0339 FAX 44-5263

募「新しい里海創生」に向けた 活動計画の募集について

市では、自然環境の保全や地域資
源の持続可能な利活用、地域の情報
発信などの活動をされている皆さん
の活動計画を募集しています。

募集期間 4月20日(金)まで

応募資格 実施者は個人・団体を問
いません。「新しい里海創生によるま
ちづくり」につながる活動であれば
応募していただけます。

応募方法 事業計画票(所定の用紙)
に必要事項を記入の上、政策推進部
里海推進室に提出してください。

ファックス、メールでも可。

※事業計画票は、政策推進部里海推
進室及び各支所窓口で配布します。
また、志摩市ホームページ又は新し
い里海のまち・志摩ホームページか
らダウンロードできます。

☎ <http://www.satoumi-shima.jp/>

公開方法 新しい里海創生活動計画集
は、活動を掲載された皆さんに1部ず
つ郵送します。また、新しい里海のま
ち・志摩ホームページで公開します。

問い合わせ 政策推進部里海推進室
☎ 44-0206 FAX 44-5252

✉ satoumi@city.shima.lg.jp

合併処理浄化槽への転換には補助金が利用できます！

市では、キレイな志摩の自然を守り、いつまでもその恵みを受けることができるよう、「新しい里海創生によるまちづくり」を推進する取り組みのひとつとして、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する方などに、予算の範囲内でその費用の一部を補助しています。

補助対象条件

- 個人(法人は補助対象外)
- 設置場所が下水道等の処理区域外であること
- 専用住宅又は店舗併用住宅(建売住宅、別荘、店舗などは補助対象外)
- 設置場所に住民票がある方もしくは設置完了後に住民票を移せる方
- 補助申請した年度内に設置が完了すること
- 工事着工前に補助申請することなど

補助金額(上限)

平成30年度補助金額(上限)			
人槽	単独処理浄化槽からの転換	汲み取り便槽からの転換	新築等
5人槽	594,000円	504,000円	168,000円
7人槽	636,000円	546,000円	207,000円
10人槽	726,000円	636,000円	276,000円
備考	単独撤去費用及び配管費用を含む	配管費用を含む	—

問い合わせ 環境課 ☎ 44-0228 FAX 44-5260

志摩市観光農園の開園のお知らせ

志摩市観光農園では、芝桜の開花期に合わせて4月10日火曜日からオープンします。

農園では、7種類の芝桜がなだらかな斜面に植えられ、赤、ピンク、ブルー、白色など色とりどりに織りなす芝桜のグラデーションが楽しめます。

ところ 志摩市磯部町穴川511-5 道の駅「伊勢志摩」に隣接

開園時間 9時～17時

入園料 100円(中学生以下は無料)

駐車場:あり(無料)

問い合わせ 農林課

☎ 44・0288 FAX 44・5262

✉ norin@city.shima.lg.jp

赤十字講習会を開催します

日本赤十字社三重県支部では、災害や不慮の事故、急病に際しての応急手当や、健康で安全な生活を営んでいただくための講習会を実施します。

開催期日などくわしくは、市役所本庁、各支所窓口を設置したパンフレットで確認してください。

問い合わせ 日本赤十字社三重県支部

☎ 059・227・4145

「伝統芸能継承事業-人形遣い手講座」を開催します

国指定重要無形民俗文化財である「安乗の人形芝居」の保存・継承並びに、後継者の育成を目的に、人形遣い手講座を開催します。

人形の遣い手として、「安乗の人形芝居」を支え、盛り立てていくための参加をお待ちしています。

○**内容**

対象者 15歳以上の方

練習回数 月2回程度

練習場所 安乗漁民センター または安乗人形芝居舞台(安乗神社境内)

練習内容 安乗人形芝居保存会の指導のもと、3人による人形遣いの手法を学びます。

受講料 受講料は無料ですが、スポーツ安全保険に加入するため、年額800円を負担していただきます。

○**事前説明会**

・**とき** 4月25日(水) 19時30分～

・**ところ** 安乗漁民センター

※下記へ電話で申し込んでください。

○**問い合わせ** 生涯学習スポーツ課

☎ 44・0339

5月26日(土)・27日(日) 第8回伊勢志摩ツーデーウォーク開催決定! ~みんなで歩こう!ココロとカラダは必ず「志摩里海のみち」~

第8回目となる伊勢志摩ツーデーウォークでも、志摩市民の皆様へ市民割引をご用意いたしました。

普段何気なく通っている志摩の道には、すてきな景色や見所が満載です。

ぜひこの機会に志摩再発見をしてみませんか?

市民割引申込は5月1日(火)まで申込可能です。期日以降は割引対象外となりますのでご注意ください。

皆様のご参加をお待ちしております!

問い合わせ

事務局 志摩スポーツコミッション

☎ 44・4450



今月の相談事業など

種目	内容・対象	相談員など	日程	場所	申し込み・問い合わせ
家庭児童相談室	18歳未満の子どもについての相談。電話での相談も可能。	家庭相談員など	平日 9時～12時 13時～16時	市福祉事務所	家庭児童相談室 ☎ 44・0282 FAX 44・5260
母子・父子相談、女性相談	ひとり親家庭・寡婦からの相談。女性からの相談(配偶者からの暴力についてなど)。電話での相談も可能。	母子・父子自立支援員、女性相談員	平日 9時～12時 13時～16時	市福祉事務所	こども家庭課 ☎ 44・0282 FAX 44・5260
市こころの相談	こころの病やこころの健康づくりについて	保健師	4月18日(水) 9時～12時、13時～16時 ※要予約(4月17日(火)12時まで)	保健センター (サンライフあご3階)	健康推進課(保健センター) ☎ 44・1100 ※随時相談も行っています。
出張年金相談	年金に関する相談	社会保険労務士	4月12日(木) 10時～15時	志摩市商工会館	日本年金機構伊勢年金事務所 ☎ 0596・27・3601
不動産に関する無料相談	宅地建物取引に関する相談	宅地建物取引士	平日10時～16時(予約受付) ※相談は予約制です	三重県宅地建物取引業協会伊勢志摩支部 (伊勢市勢田町472)	三重県宅地建物取引業協会伊勢志摩支部 ☎ 0596・24・1685
ヨイハテ特別企画 歯のこと何でも電話相談(相談無料)	日頃から気になっている「歯に関する悩み」を歯科医師が直接回答します。	歯科医師	4月15日(日) 10時～15時	相談用電話番号 ☎ 059・225・1071 ☎ 059・225・8747	三重県保険医協会 ☎ 059・225・1071 http://mie-hok.org
特設 人権相談	日常生活におけるさまざまな人権問題に関する相談	人権擁護委員	4月10日(火)13時～15時 ※津地方法務局伊勢支局では随時相談を行っています。 ☎ 0596・28・6158	志摩文化会館 研修室	人権市民協働課 ☎ 44・0227

4月 広報カレンダー

各種相談やイベント情報などを掲載しています
※日程などは変更となる場合があります

「春の全国交通安全運動」

4月6日(金)から4月15日(日)までの10日間「春の全国交通安全運動」が実施されます。
また、期間中の4月10日(火)は、「交通事故死ゼロを目指す日」となっています。
新しい生活が始まり希望あふれるこの季節は、初めて通園・通学する子どもたちや初心者の方が車の運転をする機会が増えるなど、交通事故への意識も高まります。
交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践して、思いやりとゆずりあい、交通事故の無い、安心安全なまちづくりを目指しましょう。
問い合わせ 地域防災室 ☎ 44・0203 FAX 44・5252

年間スローガン

「思いやる やさしい心で 走る三重」
～気持ち良い 運転マナーの 美し国～

今月の納税・納付

介護保険料 1期

※口座振替の人は、預貯金残高をご確認ください。
納期限5月1日(火)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	市民課窓口延長 (19時まで)			認知症カフェ (川辺コミュニ ティセンター)		
8	9	10	11	12	13	14
	市民課窓口延長 (19時まで)	乳幼児健康相談 (磯部幼保園内) 特設人権相談 (志摩文化会館)				
15	16	17	18	19	20	21
	市民課窓口延長 (19時まで)	乳幼児健康相談 (浜島幼保園内)	こころの相談 (サンライフあご)	成人健康相談 (磯部生涯学習セ ンター) 乳幼児健康相談 (志摩幼保園内)		
22	23	24	25	26	27	28
	乳幼児健康相談 (サンライフあご) 市民課窓口延長 (19時まで)	乳幼児健康相談 (サンライフあご)	成人健康相談 (志摩文化会館)			
29 昭和の日	30 振替休日					

市休日夜間応急診療所のご案内

場所 県志摩庁舎2階
(旧志摩保健所)

電話番号 43・5899

診療科目 内科・小児科

受付時間 印の日は夜間

19時30分～21時30分

印の日は昼間

(日曜・祝日診療の日)

9時30分～12時00分

13時30分～16時00分

4月 診療日

日	月	火	水	木	金	土
①	2	3	4	5	6	7
⑧	9	10	11	12	13	14
⑮	16	17	18	19	20	21
⑳	23	24	25	26	27	28
㉑	㉒	㉓				

5月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	③	④	⑤
⑥	7	8	9	10	11	12

3月のデータ

人口

全域

総数 51,068人 (-58) 男 23,896人 (-34) 女 27,172人 (-24)

世帯数 22,849世帯 (-17)

地区別

浜島町 4,397人 (-9) 大王町 6,370人 (-2) 志摩町 10,638人 (-32)

阿児町 22,021人 (-2) 磯部町 7,642人 (-13)

(平成30年2月28日現在)
()内の数字は前月との比較です。

交通

事故数/78件 (-12) うち人身事故9件 (0) 物件69件 (-12) 死者数/1人 (1)

傷者数/10人 (0)

火災

件数/8件 (6)

救急

出動件数/348件 (-28) 広域管内(南勢分署含)()内の数字は前年との比較です。

◇コンビニ受診はやめましょう!

◇診療をしない薬のみの処方はありません。

3/2 第76回国民体育大会志摩市準備委員会 設立総会・第1回総会



2021年に三重県で開催される第76回国民体育大会において、志摩市は正式競技3競技とデモンストレーションスポーツ2競技の会場地に選定されています。志摩市の魅力に溢れたおもてなしにより、皆さんの心に残る大会となるよう開催準備に万全を期すため、各界各層からなる「第76回国民体育大会志摩市準備委員会」の設立総会と第1回総会が志摩市磯部生涯学習センターで開催されました。

2/8 台湾東部地震 新城郷支援金募金活動の実施



2月6日(日本時間7日)、台湾東部・花蓮県の沿岸を震源とするマグニチュード6を超える地震があり、志摩市と友好交流協定を締結する予定である花蓮県新城郷にも被害が発生しました。このことを受け、市商工会館で被災された新城郷に対し、志摩市と市国際交流協会をはじめ、志摩市青年会議所やNPO法人「志摩地域力開発研究所」のメンバーで募金を呼びかけました。

2/20 自衛隊入隊予定者激励会



市役所で、志摩市から自衛隊に入隊予定者5人のうち3人が出席し、激励会が行われました。市長や自衛官募集相談員らから「災害救助や国際社会への貢献など、皆さんの活躍を心から期待します」と激励の言葉を贈られた入隊予定者の3人は、「志摩市出身としての誇りを持って、立派な自衛官になれるよう精いっぱい頑張りたいです」と力強く抱負を語ってくれました。

2/17 志摩市国際交流協会 「カフェDE国際交流」



志摩市商工会館にて「カフェDE国際交流」が開催されました。

市国際交流協会が主催し、市民と外国人住民が互いの文化や習慣を知り、違いを受け入れ、尊重できる国際理解の促進を図ることを目的に毎年開催しています。今年はインドネシア出身のメイスクさんを講師に迎え、約30名の参加者がありました。参加者たちは、メイスクさんのお話を通して異文化の理解を深めました。

2/24 認知症を考える市民のつどい



認知症になっても安心して暮らせるまちづくりについて考えるきっかけ作りとして、(株)エーザイと共催で講演・映画上映会を開催しました。鳥羽市立長岡診療所 鈴木孝明先生による講演「みんなが笑顔でいられますように！～認知症を学び、まちづくりにつなげる～」の他、伊勢真一監督ヒューマンドキュメンタリー映画「妻の病ーレビー小体型認知症ー」を上映しました。

2/17・18 日本語学習支援 ボランティア養成講座



いせ市民活動センターで、志摩市・伊勢市・鳥羽市の国際交流協会が主催し、一日目に鈴鹿大学教授の舟橋宏代さん、二日目に三重大学准教授の松岡知津子さんをお迎えして「日本語学習支援ボランティア養成講座」を開催しました。

外国人住民へのよき理解者となり、やさしい日本語を指導出来る人材を養成することを目的に開催し、日本語ボランティアとして活動している方や関心のある方延べ60名が参加しました。

2/23 三重県遊技業協同組合鳥羽志摩支部より寄附金の贈呈がありました



三重県遊技業協同組合鳥羽志摩支部より、保育の充実を図ることを目的に、志摩市内の公立保育所に80万6千円の寄附金の贈呈が行われました。この寄附は、同支部が毎年続けている取り組みで、今年で8年目を迎えました。山口浩二支部長から目録を受け取った市長は、「子どもたちの健全育成に利用したい」と謝辞を述べました。寄附金は、市内10の保育所の備品購入などに充てられます。

2/23 関西サーファーズユニオンから復興支援海岸保全協力金の贈呈がありました



関西エリアのサーファーたちによって被災地の海岸復興支援などを目的に結成された関西サーファーズユニオンから、復興支援海岸保全協力金の贈呈がありました。代表の福田義明さんからお預かりした80万円は、東松島市と気仙沼市の災害復旧及び復興事業に活用される寄付金口座へ送金しました。

2/18 平成30年 志摩市三十路式



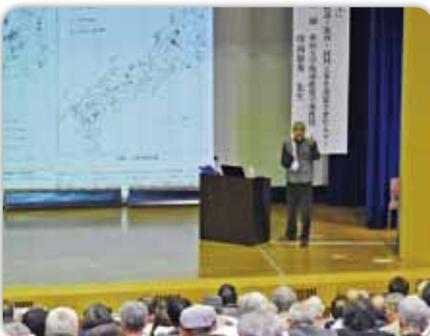
賢島宝生苑にて「平成30年 志摩市三十路式」が開催されました。「志摩市三十路式」は、30歳という節目に、10年前の成人式の時とは違う社会経験や過ごしてきた環境を踏まえ、故郷を思い、これからの人生や未来を考えるイベントとして志摩市三十路式実行委員会が開催しています。4回目となる今年、初の企画として竹内市長とのトークセッションを行い、次代を担う決意を固めました。

3/3 (祝)東海小学校竣工式・内覧会



当日は竣工式の後、ワークショップに参加した子ども達と「子ども建築家同窓会」を開催しました。設計段階で意見を取り入れ、施工段階でステンドグラス、モザイクタイルの作成にかかわりました。午後にはその成果とともに内覧会を行いました。

3/4 志摩市歴史民俗資料館講座「波切の石工」を開催しました



磯部生涯学習センターで、「波切の石工～日本近代の鉄道・港湾・河川工事を発展させた人々～」が行われました。かつて旧志摩民俗資料館の展示資料の収集にも

携われ、民俗学や民具学を研究されている、印南敏秀氏(愛知大学地域政策学部教授)の講演会に、150人の参加がありました。

築港工事を契機として、全国に活躍の場を広げていった、波切の石工たちの技術力の高さや、その歴史について、参加された皆さんが熱心に聞き入っていました。

3/8 世界が注目!! イセエビ漁! シンポジウム



志摩市商工会館で、「御食国志摩」サステナブルシーフードシンポジウムを開催しました。研究者から、和具地区のイセエビ漁が限りある海の資源を将来にわたって利用し続けることのできる持続可能な漁業であることが説明され、その価値を調理師などと一緒に消費者に伝えていくことが必要であることなどが話し合われました。



阿児アリーナが 4月1日 リニューアルオープン します

ご迷惑をおかけしていましたが阿児アリーナの大規模改修工事が完了し、4月1日にリニューアルオープンします。施設の利用方法、開館時間などは今までどおりです。新しくなった阿児アリーナを皆さんぜひご利用ください。



オーシャンホール



ベイホール



1階ロビー



化粧室



トイレ



会議室



控室



1階ロビーの木製家具は「みえ森と緑の県民税市町交付金事業」により県産材を活用し設置しました。

問い合わせ 阿児アリーナ

☎ 43・7000 FAX 43・7003

✉ a-arena@city.shima.lg.jp

平成30年度 救命講習開催のお知らせ

志摩広域消防組合では、毎月2回（5日と20日）AED（自動体外式除細動器）の取扱いを含めた救命講習（普通救命講習・上級救命講習）を定期開催しています。

1 開催日時

(2) (1) 開催日（下記予定表のとおり）
開催時間
ア 普通救命講習
13時から16時まで
※普通救命Ⅰ
成人に対する心肺蘇生法
※普通救命Ⅲ
新生児・乳児・小児に対する心肺蘇生法

イ 上級救命講習

8時30分から17時30分まで
（昼休憩1時間）
※都合により、開催が中止となる場合があります。

2 開催場所

志摩市阿児町鵜方3080番地
消防本部庁舎
※駐車場に限りがありますので、できるだけ限り公共交通機関をご利用ください。

3 講習内容

(2) (1) AEDの使用方法
心肺蘇生法や止血法など

4 対象者

志摩市内に在住、勤務及び通学している中学生以上の方

5 講習人員

毎講習20名以内とします。

6 申込方法等

消防署にある申込書に必要事項を記入のうえ、受講を希望される日の10日前までに消防署へ提出してください。
なお、受講料は無料です。
※申込書は、志摩広域消防組合のHPからも取得可能です。

7 その他

詳しい講習内容等については、消防署にお問い合わせください。
志摩消防署
☎ 0599・43・1418

予定表

普通救命Ⅰ	普通救命Ⅲ	上級救命
4月———・20日（金）		
5月5日（土）・20日（日）		
6月5日（火）・20日（水）		
7月5日（木）・20日（金）		
8月5日（日）・20日（月）		
9月5日（水）		20日（木）
10月5日（金）・20日（土）		
11月5日（月）	20日（火）	
12月5日（水）	20日（木）	
1月5日（土）	20日（日）	
2月5日（火）・20日（水）		
3月5日（火）		20日（水）

編集・発行／志摩市 市長公室 〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方3098-22

広報しまへのご感想・ご意見をお寄せください。

☎ (0599) 44・0200 FAX (0599) 44・5252

🌐 くわしくはWEBで 志摩市役所 検索

✉ shichokoshitsu@city.shima.lg.jp



この広報は、環境に配慮するため、植物油性のインキとグリーン購入法の基準を満たす再生紙を使用しています。

→市の平六ふしほ

